

JAL東京高裁での勝利判決をめざす 1/21学習決起集会

日時 2014年1月21日(火)午後6時30分

場所 国労会館3階大会議室

内容 東京高裁の審理を振り返り、勝利の展望を語る
お話 上条貞夫弁護士

(JAL解雇撤回裁判弁護団長、東京法律事務所)

大阪支援共闘会議からの報告

原告団からの決意表明



上条貞夫弁護士のプロフィール

1932年生まれ。東京大学卒業、東京弁護士会所属、東京憲法会議幹事長、日本民主法律家協会理事、自由法曹団常任幹事、日本労働弁護団常任幹事。国鉄労働組合の事件を始め主要な労働事件に多く関与してきた経験豊かな労働弁護士。労働弁護団の重鎮。

JALのパイロット81人、客室乗務員84名が解雇されてから3年が経過しました。東京地裁は2012年3月に不当判決を下しましたが、原告らは東京高裁で闘いを続けてきました。東京高裁での審理は、昨年12月24日に客室乗務員の事件で、次いで26日にパイロットの事件で結審し、判決は、客室乗務員について5月15日、パイロットについて6月5日に予定されています。

JALは史上空前の利益を上げ、客室乗務員の新規採用は1580人にもなっており、165人の解雇を撤回しない理由はまったくありません。東京高裁での勝利めざす運動を大きく盛り上げましょう。



80人が参加した年末の伊丹空港宣伝(2013年12月28日)

主催 日本航空の不当解雇撤回をめざす大阪支援共闘会議

連絡先

国労大阪会館2階

電話06-6354-3100